

新しい生活様式に基づいた 湯沢町での地域福祉活動ガイドライン

本ガイドラインは国が提唱する「新しい生活様式」を実践し、新型コロナウイルスを感染予防しながら町内におけるボランティア活動、地域福祉活動が再開、継続できるように基本的な考え方を示すものです。

訪問型、集合型問わず、町内で行なわれるさまざまな地域福祉活動を実施する際の参考としてお使いいただければと思います。

◆「新しい生活様式」の実践

今後も長期的に新型コロナウイルスと付き合いながら生活をしていかなければならないことが予測されます。普段から感染拡大を予防する新しい生活様式に移行し、これを地域福祉活動の場においても実践していく必要があります。

1、新型コロナウイルス対策「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ア：身体的距離の確保 イ：マスクの着用 ウ：手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 会話をする時は症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手を洗う できたら着替えやシャワーも
- 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

(2) 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動はなるべく控える
- 発症したときのため、誰とどこで会ったのかをメモにする
- 湯沢町や他地域の感染状況に注意する

(3) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い、手指消毒 せきエチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」回避（密集、密接、密着）
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養

2、地域活動を行なう際の注意点

(1) 基本的な感染対策の励行

① 体調不良時の活動自粛

発熱等の風邪症状がみられる時や体調すぐれない方は活動参加を控えるようにしましょう。

対策例

- 自宅で体温を測定、健康チェックしてから出発する

- 利用者の体調を確認してから訪問する
- お休みルールを具体的に決める（37 度以上で休む等）
- 夏場は熱中症や脱水症状にも注意 など

②感染予防と感染拡大防止

活動参加時にはこまめな手洗いや手指消毒を行ないましょう。また活動中は可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。

対策例

- 入室前の手洗い実施、訪問時に手指消毒液を持参する
- 会場の使用前後の清掃と消毒をする。特に共用部分の消毒をする
- 使用物品等を消毒する
- マスクを持参していない場合はマスクを支給する など

(2) 「3密」（密集・密接・密閉）を回避した上での活動

●密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないように配慮しましょう。

対策例

- 会場はなるべく広い部屋にする
- 人の密度を下げるために テーブル 1 台に一人など 席の配置を考慮する
- 参加者数が多い場合は、半数ずつ実施するなどの配慮を
- 対人距離を確保して活動する（できるだけ四方 2 m を空けることを意識して）
- なるべく活動者、参加者が対面しない席配置で
- 送迎が必要な場合は、2 回に分ける等の工夫を など

●密接しない 会話などで飛沫を発生させないよう工夫しましょう。

対策例

- 会話や発声の際はマスクを着用する
- 大声を出したりしないようマイクを使用する
- 呼気が激しくなったりする活動は控える
- 歌やカラオケはなるべく控える、十分に距離をとる
- 飲食はなるべく控える。飲食を伴う活動を行なう場合は、手洗いを徹底し飛沫を発生させないようにする。飲食の際は対面をさける席配置で。菓子は個包装の物を選ぶ等の配慮を
- 会場での調理や食べ物の持ち寄りはず、外注や宅配の活用を検討
- 食事のおしゃべりは控えめに
- 対面ではなく、横並びや斜向かいで座る
- 買い物支援の際はなるべく空いている時間に
- 訪問時間を必要最低限で など

●密閉しない 屋内の活動では換気を徹底しましょう。

対策例

- 可能であれば2方向の窓を同時に開けて実施する
- 1時間のうち10分間は窓を開けて換気する、扇風機なども使用する
- 送迎時、必要に応じて窓を開ける など

(3) 会議や行事等開催時の留意点

- 参加者数の上限を守る（*以下参照）
- 基本的な感染対策、「3密」を回避することを徹底する
- 講演会や講座など、比較的静粛で座学的な一方向性の類は実施可能。グループワークは極力控える
- 後日、参加者が特定できるようにする
- 外出企画は、「3密」が回避できるか、送迎車座席や時間、流行地域ではないか等の検討を十分に行なう
- 学校やこども園、児童クラブ、他団体等と協働事業は、協働先と十分協議した上で実施する など

【イベント等の参加人数上限について】

新潟県「新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力のお願い」より

- ・令和2年6月18日まで … 屋外200人以下、屋内100人以下
- ・令和2年6月19日以降 … 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは実施可能（名簿を作るなどし、後日参加者が特定できる）

* 感染状況により変更される場合がありますので、報道等に注意して下さい。

(4) 活動者参加者全員の対策チェック等

- ・活動する代表者は、活動前に感染症対策ができていないか確認をしましょう。
- ・当日の参加者名簿を作成し、万一感染者が発生した際に追跡できるようにしましょう。
- ・活動終了後はできるだけ速やかに解散するようにしましょう。

3、その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域福祉活動が中止せざるを得ない状況が続いていましたが、緊急事態宣言が解除され、徐々に活動を再開していく段階へと移っています。今後は、感染予防対策を万全にしつつ町内でボランティア活動や福祉活動を開始、継続し、「あったかい町 ゆざわ」を取り戻していく必要があります。
- (2) 本ガイドラインは、国が提唱する「新しい生活様式」、新潟県社協の「新型コロナウイルス感染対策に関する基本方針」、新潟市の「新潟市地域活動ガイドライン」を参考にし、作成しました。
- (3) 本ガイドラインの適用は、令和2年6月11日から当面の間とし、状況に変化があった場合は見直していくこととします。

以上